

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (先端デジタル技術活用促進事業) 実施委託業務 仕様書

1 事業名

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタル技術活用促進事業）実施委託業務

2 事業の目的

愛知県は、中部国際空港島及び周辺地域（以下「空港島エリア」という。）を、先端デジタル技術を活用した革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールドとして位置付け、2030年に導入が見込まれる近未来の事業・サービスを、早期社会実装することを目指す「あいちデジタルアイランドプロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を2022年度から推進している。

本事業では、県内施設、企業等がフィールドを提供することで、実証実験の実施を希望するテック企業やスタートアップ企業（以下「シーズ企業」という。）を誘引・支援することを目的とする。

3 事業内容

- (1) 実施体制の構築
- (2) 実証フィールドの開拓及び実証実験の支援
- (3) ワンストップ窓口の設置・運営
- (4) 成果報告会の実施

4 委託業務

(1) 実施体制の構築

事業の実施に必要な知識及び経験を持つ者を配置した実施体制を構築すること。

(2) 実証フィールドの開拓及び実証実験の支援

ア 実証フィールドの開拓

常滑市やSTATION Ai 周辺でフィールドを提供する企業・施設を開拓し調整を行うこと。

イ シーズ企業の募集

企業の募集は、各種 Web サイトへの掲載、メルマガ発信など、広く周知すること。

ウ マッチングの実施

フィールド提供企業での実証が3件程度成立するような仕組みを検討し、マッチングを行うこと。

マッチングは、複数のシーズ企業を募集して実証フィールド提供側に選定させることが望ましい。

マッチングの方法については愛知県と協議し決定すること。

エ マッチング後の伴走支援

マッチングが成立した実証について、シーズ企業が実施する実証実験を伴走支援すること。

実証において、シーズ企業と実証実験実施に係る委託契約を締結し、実証に係る経費を支払うこと。

また、実証に係る費用（事務局機能以外に係る経費）の基準を定め、基準に基づき各実証に対し支払いを行うこと。なお、実証に係る費用は総額で600万円程度を想定しており、基準については、事前に県と協議を行うこと。

(ア) 計画策定支援

マッチングした2社の間を調整し、本事業のスケジュールから現実的な計画が策定できるように支援すること。

計画策定支援にあたっては、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の大会開催期間中である2026年9月19日（土）から10月24日（土）については、行事やイベントが開催できないことから留意すること。なお、人の集客を伴わない実証実験は実施することは差し支えない。

(イ) 実証支援

(ア) で計画策定した実証実験の実施を支援すること。

消費者が参加する実証実験を実施する場合は、個人情報や安全に配慮すること。

オ 実証フィールドに係る県内調査の実施

オープンイノベーションを促進し、愛知県へシーズ企業を誘引するために必要な素地やニーズの把握を目的とした調査を実施すること。具体的には、県内の製造業を中心とする中小企業や企業のデジタル化・DXに関わりのある団体及び有識者等に調査を実施し、企業のデジタル化・DXの実態及び課題を整理すること。

(ア) 机上調査

公開されている国の統計情報や、企業が調査分析した情報等、全国や先進地域の状況等を把握し、実地調査の調査項目を検討すること。

(イ) 実地調査

県内企業を対象として、アンケートを2,000以上実施し、有効回答数が200以上になるようにすること。アンケートの調査の精度を上げるため有識者等へのヒアリング調査も可能とする。

(ウ) 結果分析及び施策提言

(ア)・(イ) の調査結果を整理、分析を行い、現状を踏まえた行政施策を提言すること。

(3) ワンストップ窓口の設置・運営

先端デジタル技術の実証を希望するシーズ企業と先端デジタル技術を活用して課題を解決したい企業や施設、自治体等からの相談受付と実証支援を行う。

ア 窓口の設置

(ア) 設置期間

契約締結後、速やかに設置すること。開設期間は愛知県と協議し決定すること。

(イ) 相談受付

Web及びメール、電話等、利便性を鑑みた複数の受付方法を用意すること。

イ 窓口の運営

相談企業の希望に応じて現地やオンラインでの支援を行い、相談内容の解決に向けた

支援を実施すること。なお、移動等にかかる費用は委託業務に含むこと。

ウ 相談の対象とする内容

デジタル技術の実証・実装に向けたアドバイス、マッチング支援、規制・許可に関する所管官庁等への取り次ぎ・申請サポート、資金支援（補助金等）の相談等。

判断が難しい相談については、愛知県と協議し対応するか決定すること。

(4) 成果報告会の実施

本事業で得られた成果を県内へ広く周知するため、成果報告会を開催すること。

ア 開催時期

2027年2月～3月

イ 開催形式

原則として現地開催とし、他のあいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業の成果報告会と連携して開催することを検討すること。

ウ 対象者

県内自治体や県内企業等

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費：専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費：事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費：テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費：事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費：事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費：一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料：事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他：本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果物

- ・事業実施報告書（A4判） 1部
- ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1式
- ・その他県が指示したもの

7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

8 その他

- (1) 県と実施した打合せについては議事録を作成し、都度、県へ提出すること。
- (2) 事業実施や事業周知は、県の他事業、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (3) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

- (4) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (5) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (6) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。